

次の対象区域において、建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定を
しましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の
縦覧に供します。

平成24年4月3日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-013	平成24年3月27日	京都市左京区下鴨半木町1番地4 の一部、同町1番地26、同町1番 地27及び同町1番地30の一部

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時4
5分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)